

西尾市談合情報等対応マニュアル

第1 一般原則

1 情報の確認

職員（公務に従事する臨時職員を含む。）は、西尾市が入札に付そうとする又は付した工事、設計、監理、調査若しくは測量業務又は物品の買入れ、役務の提供等について入札談合に関する情報があつた場合又は職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合（以下「談合情報等」という。）には、当該情報の提供者の氏名、連絡先等を確認のうえ、次の各号に掲げる事項について可能な限り情報を把握し、直ちに契約検査担当課（以下「事務局」という。）へ談合情報報告書（様式第1号）で報告しなければならない。情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

- (1) 対象案件名
- (2) 落札予定者名
- (3) 落札（入札）予定金額
- (4) 談合が行われた日時、場所、方法
- (5) 談合等に関与した業者名等
- (6) 発注者が公表していない情報
- (7) その他談合に参加した者でしか知り得ない情報

2 報告書の精査と報告

事務局は、談合情報等の内容を精査し、遅滞なく西尾市入札参加者資格等審査会（以下「入札審査会」という。）の会長に報告すること。

3 審議及び対応の決定

入札審査会の会長は、談合情報等の報告を受けた場合には、入札審査会を招集し、当該談合情報等の信憑性及び第2以下の具体的な対応について審議し、その対応を決定した後、談合情報審査結果報告書（様式第2号）により、市長へ報告する。

ただし、入札審査会を招集する時間がないときは、入札審査会の会長は、前段について関係部課長と協議したうえ入札審査会に事後報告するものとする。

4 公正取引委員会等への報告

市長は、入札審査会の審議を踏まえて第2以下の手続によることとした談合情報等については、必要に応じて談合情報等調査結果通知書（様式第3号）により、公正取引委員会及び愛知県警察本部等へ報告するものとする。

5 報道機関等への対応

報道機関等への談合情報等についての対応は、総務部長が行う。

第2 具体的な対応

1 入札執行前に談合情報等を把握した場合（調査フロー図1）

- (1) 談合情報等の信憑性が極めて高いと判断するときは、入札の執行を中止するものとする。
- (2) 談合情報等の信憑性が極めて高いとは言えない場合の対応

ア 当該談合情報等に係る入札参加者全員から個別に、事情聴取を行うものとする。事情聴取は原則として、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前日までに行

うか、又は入札日を延期した上で行うものとする。ただし、談合情報等が入札執行日の直前に寄せられ、入札の延期を行わないと関係者の事情聴取が行えないときで、入札を延期することが、市民サービスに支障をきたすおそれがある場合には、入札執行後に必要な事情聴取を行うものとする。

イ 事情聴取後の対応

(ア) 事情聴取を受けて開催する入札審査会において、談合情報等の信憑性について検討するものとする。

(イ) 適法性を欠くおそれがあると判断するときは、入札の執行を中止するものとする。

(ウ) 執行が妥当と判断するときは、入札執行前にすべての入札参加者から談合行為を行っていない旨の誓約書（様式第4号、以下「誓約書」という。）を提出させた上で入札を執行する。

2 入札執行後で契約締結前に談合情報等を把握した場合（調査フロー図2）

(1) 入札執行後に談合情報等があったことを把握した場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、対応方法を判断するものとする。

(2) 談合情報等の信憑性が極めて高いと判断するときは、落札決定を取消すものとする。

(3) 談合情報等の信憑性が極めて高いとは言えない場合の対応

ア 当該談合情報等に係る入札参加者全員から事情聴取を行うものとする。

イ 事情聴取後の対応は、入札執行前に談合情報等を把握した場合のイの事情聴取の対応と同様とする。

3 契約締結後に談合情報等を把握した場合（別紙調査フロー図3）

(1) 事務局は、談合情報等の内容を入札審査会の会長へ報告し、入札参加者等に対して事情聴取を行う。ただし、談合の事実を示す具体的な証拠（入札参加者の自白等）を入手した場合など、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、当該着工工事等の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断するものとする。

(2) 談合情報等の信憑性が極めて高いとは言えない場合は、すべての入札参加者から誓約書を提出させる。

第3 個別手続の手順等

1 事情聴取の方法等

(1) 事情聴取は、事務局が事情聴取の対象業者を個別に呼び、談合事実の有無、当該入札に関する打合せ等の有無及びその他参考となる事項について、聞き取りを行う。また、入札執行前の場合は、必要に応じて見積積算内訳書を合わせて徴収し、内容の確認を行う。

(2) 談合情報等に関する対象業者への事情聴取は、原則として入札審査会の会長の同席のもと行う。

(3) 事情聴取の結果については、事情聴取調書（様式第5号）を作成し、入札審査会へ報告する。

2 入札審査会の検証等

入札審査会への提出書類は、談合情報報告書、事情聴取調書及びその他関連資料とする。

3 誓約書の提出

事情聴取時に入札参加者等から談合行為を行っていない旨の申告があった場合には、誓約書を提出させる。

4 公正取引委員会等への通報

公正取引委員会及び愛知県警察本部等への通報は、必要に応じて、審議結果通知書、事情聴取調書、誓約書、入札執行調書の写し等を添付して行うものとする。

第4 その他

このマニュアルに定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

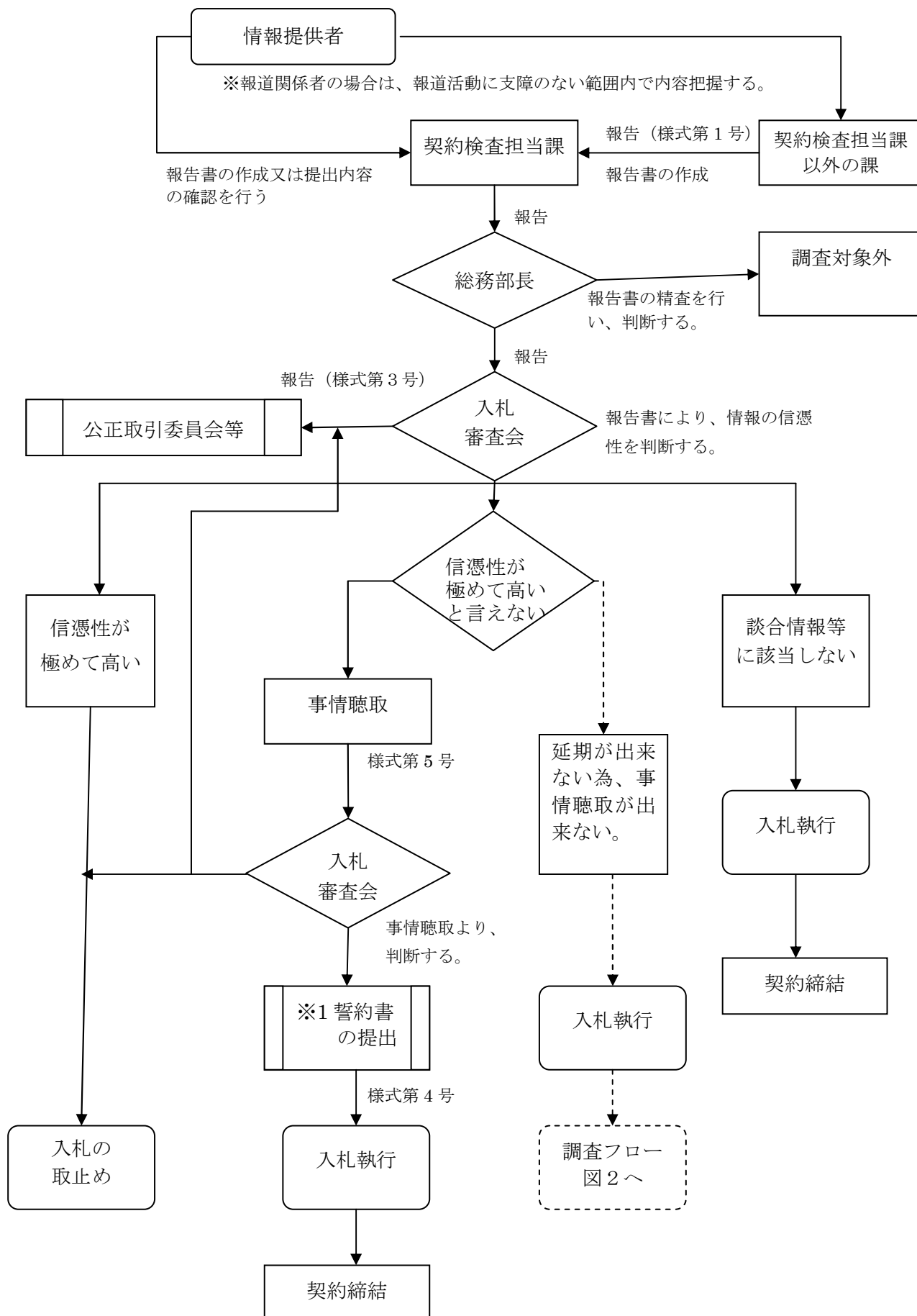
- 1 このマニュアルは、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 西尾市談合情報対応マニュアル（平成 9 年 2 月 1 日）は、廃止する。

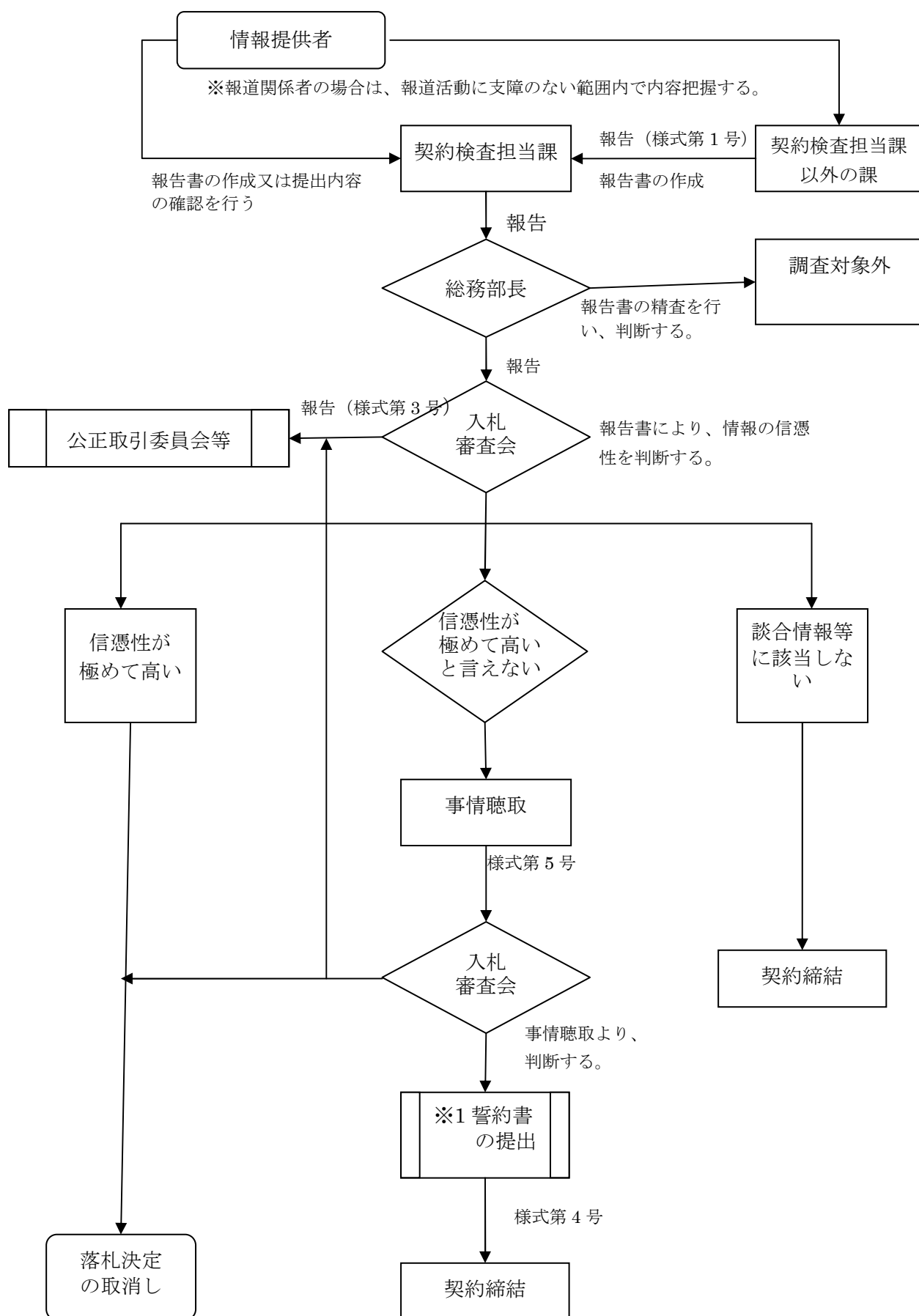
附 則

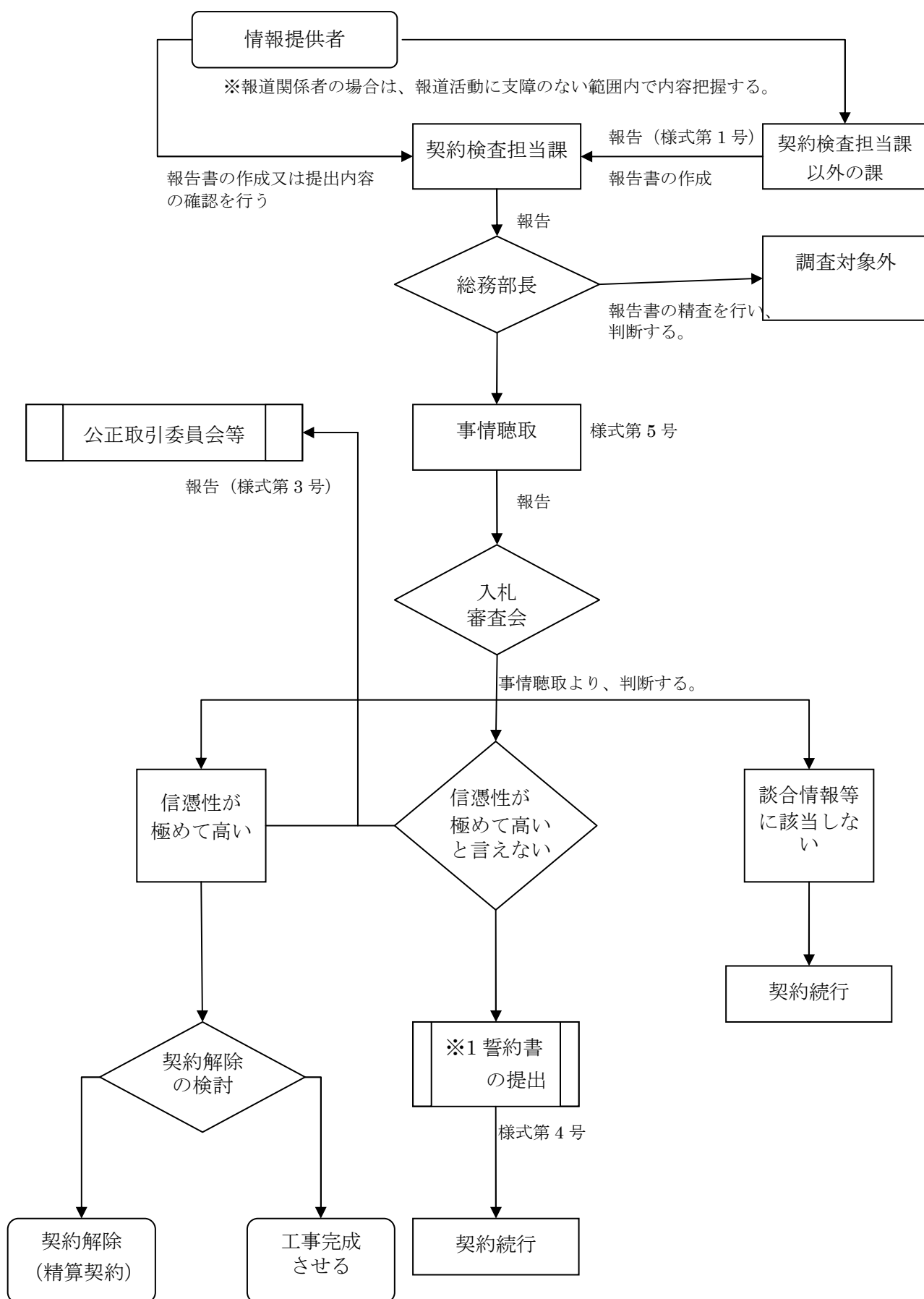
このマニュアルは、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。







様式第 1 号

様式第 2 号

様式第 3 号

様式第 4 号

様式第 5 号